

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水・土砂災害：ハザードマップ)

当市は、鈴鹿山麓を含み山脈南東地域に位置し西部の大部分は山地地形で、その谷間を中心に集落を形成し、北西部は比較的急峻な山地地形となり、崩壊（跡）地が多く認められる。

また、鈴鹿川・安楽川・椋川・中の川などの河川を有し、山地や丘陵地が多く存在していることから、浸水害と土砂災害のリスクが比較的高い地域であると言える。

近年、巨大化する台風や集中豪雨が多発する中において、浸水害については、治水・砂防対策の進行により、大河川での氾濫は少なくなり、椋川左岸に位置する椿世町（椿亀川合流部）や市中心部の本町や北鹿島町で排水不良による被害が発生しており、外水氾濫から小河川や排水路の内水氾濫による被害へと変化してきている。

一方、土砂災害については、一部で履歴が確認されている他、市内には山地・丘陵地・段丘地・段丘崖といった斜面が広い範囲を占め、人家が接近する急傾斜地崩壊危険箇所も多く存在し、北西部の山地部では、風化花崗岩の表層崩壊地が多数分布しており、潜在的に崩壊・土砂流出の危険性を持っている地域である。

直近では、平成30年に発生した台風20号・21号・24号において、河川水位堺、土砂災害の恐れ等により広い範囲に避難情報を発令したものの、市内での浸水害や土砂災害はなかった。

(地震：J-SHIS)

当市には、布引山地東縁断層帯（西部）を構成する活断層の一部である明星ヶ岳断層や白木断層などが存在するとともに、発生が危惧される南海トラフ地震については、国の南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けており、最大で震度6強の地震の発生が想定されている。更に、今後30年間に地震が発生する可能性は、日本の主な活断層の中ではやや高いグループに属している。

その一方で、内陸部に位置する本市は、津波の被害は心配なく、強震動対策を中心とした防災・減災対策が求められる。

(2) 商工業者の現状（直近の数字） 亀山商工会議所調べ

・ 中小企業数 1046社

・ 小規模企業数 878社

【内訳】

(単位：社)

業種	中小企業数	小規模企業数	備考（事業所の立地状況等）
商業	258	234	市内全域に広く分散している
工業	369	282	主に周辺地域に広く分散している
サービス業	419	362	中心市街地や主要幹線道路沿いに多い

出典：中小企業庁ホームページ(白書・統計情報 市区町村別中小企業数：民営、非一次産業、2016年を一部加工)

(3) これまでの取り組み

1) 当市の取り組み

- ・ 亀山市地域防災計画（令和2年1月改訂）
- ・ 亀山市総合防災訓練の実施（令和元年11月30日実施）
- ・ 防災備品の備蓄（市内3か所の防災倉庫にて保管中）
- ・ 亀山市業務継続計画を作成予定（令和2年度運用予定）

2) 当所の取り組み

- ・ 中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画の認定制度等、BCPに関する国県等の施策の周知
- ・ 防災セミナーや業種別部会の開催を通じての事業継続のための強靱化の必要性等に関する啓蒙活動の実施
- ・ 三重県中小企業共済協同組合との代理所委託契約による自然災害時の火災、一部の風水害等、二次被害対策としての共済制度の推進

II 課題

これまでの取り組みにおいて、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画の認定制度等、BCPに関する国県等の施策の周知は実施しているものの、十分とはいえない状況である。

また、緊急時の対応や、市と商工会議所との情報共有についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

さらに平時・緊急時の強靱化への対応を推進するノウハウを持った人員が十分ではなく、損害保険・火災共済の各種制度に対する助言を行える職員も不足している。

III 目標

- ・ 市内の小規模事業者等に対し、災害リスクを再認識してもらうよう、事前対策の必要性を周知し、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画（BCP）の作成・点検を促進する。
- ・ 発災時における連絡・協調を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後の速やかな復興支援策を行うことができるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じるなど、必要な場合は、速やかに三重県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

・当商工会議所と当市の役割分担、協力体制を整理し、連携して以下の事業等を実施する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員等の巡回指導時に、洪水ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・火災共済への加入等）について説明する。
- ・広報誌やホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、BCP（即時に取り組み可能な簡易的なものの他、三重県版経営向上計画上の取り組みを含む）策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取り組みに関する各分野の専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。

2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所では、令和2年、事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携して専門家の派遣を依頼し、主に当市内の小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー等を開催する。
- ・関係機関（行政・金融機関等）への普及啓発ポスター等の掲示や、上記セミナー等の共催、後援を依頼する。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP等、取り組み状況の確認を必要に応じて行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上）が発生したと仮定し、当市と当商工会議所の連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発災後の対策>

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもないが、そのうえで、下記の手順で市内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後、直ちに職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況情報（家屋被害や道路状況等）等を当所と当市で共有する。）
- ・ 発災後、職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、まず職員自身の安全を確保したうえで、出勤する。

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員自身が被災するなどにより、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、3日以内に共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

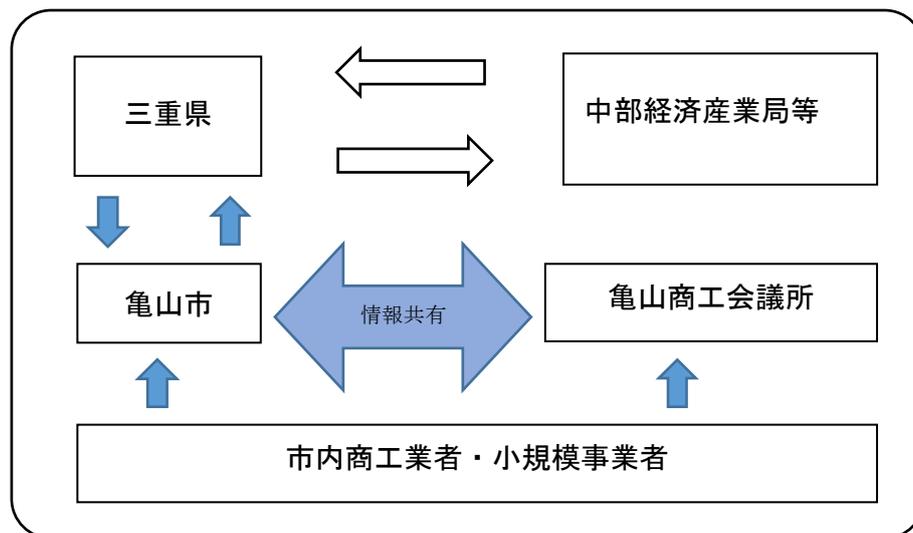
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する。
1週間～2週間	2日に1回以上共有する
2週間～1ヵ月	1週間に1回以上共有する
1ヵ月以降	2週間に1回以上共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、市内の小規模事業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うこと等について協議し、決定する。
- ・ 当所と当市は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。
- ・ 当所と当市が共有した情報は、三重県の指定する方法にて当市より三重県へ報告する。



< 4. 応急対応時の市内の小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は、国からの依頼を受けた場合は、必要に応じて特別相談窓口を開設する）。
- ・安全性が確保された場所において、相談窓口を設置する。
- ・市内の小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、当市等の施策）について、市内の模事業者等へ周知する。

< 5. 市内の小規模事業者に対する復興支援 >

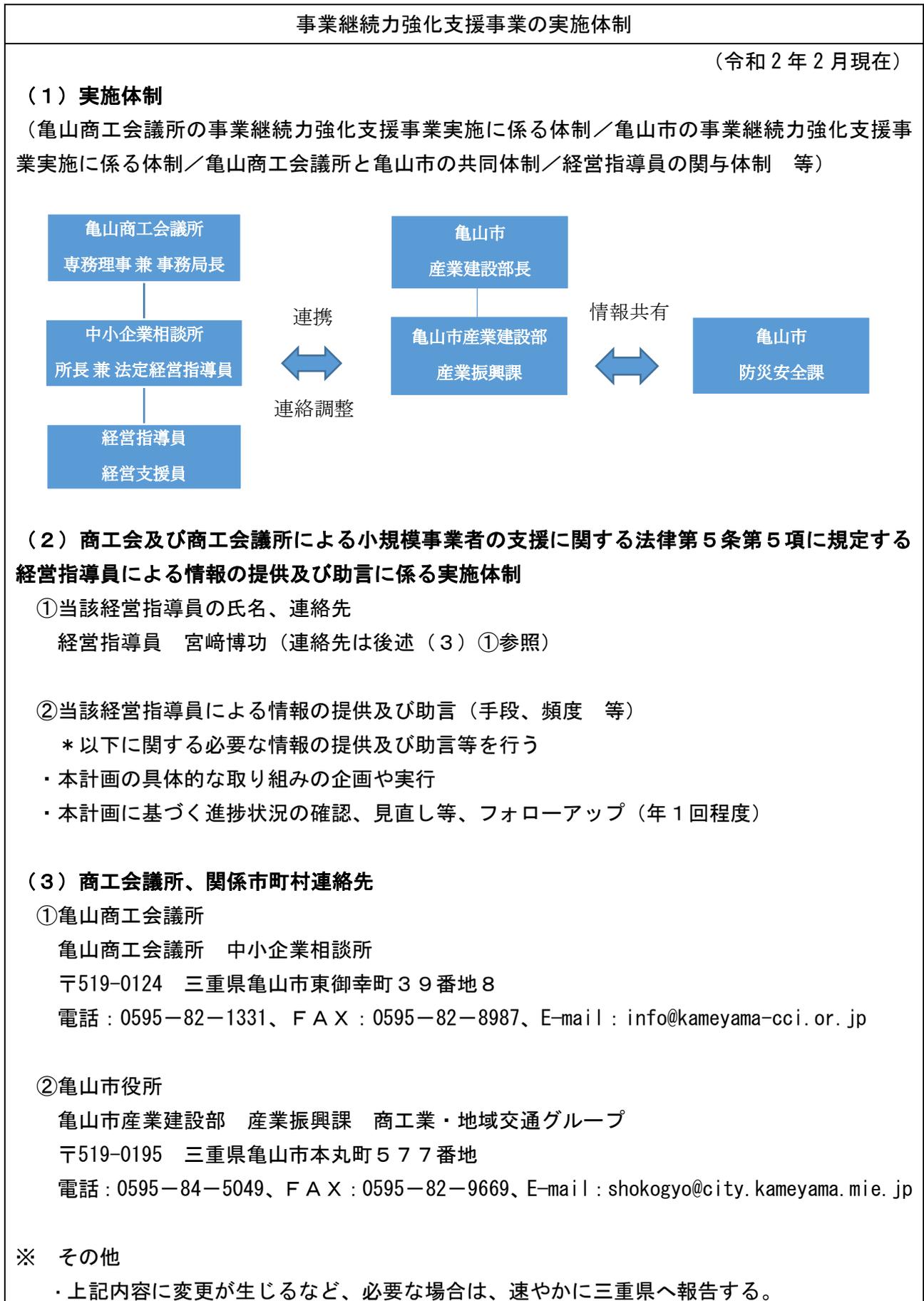
- ・三重県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者に対し、支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、必要に応じて他の地域からの応援派遣等を三重県等に相談・依頼する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じるなど、必要な場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	350	350	350	350
専門家派遣費	200	200	200	200	200
セミナー等開催費	80	100	100	100	100
パンフ、チラシ作製費	20	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
受講料収入、亀山市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等